

「令和7年度みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター運営業務」企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「令和7年度みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター運営業務」を業務委託するに当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により受注者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 事業業務の目的

「L字カーブ」と言われる20代後半以降の女性の正規雇用就職率が低下する状況を改善し、出産・育児等で離職した子育て期女性が仕事と家庭を両立しながら、自らの能力を発揮し安定的な雇用のもとで働く環境を提供するため、宮城県が設置している「みやぎ若年者就職支援センター（通称：みやぎジョブカフェ。以下「みやぎジョブカフェ」という。）」内に併設する「みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター」（以下「センター」と言う）において、女性の離職者に対するキャリアコンサルティング業務・スキルアップ支援など各種就職支援業務、企業に対する子育て等と仕事の両立に向けたノウハウ提供などを実施する。

また、「L字カーブ」の解消含め、男女間賃金格差の是正、非正規雇用の正規化の促進及び男性育児休業の取得促進に重点的に取り組み、政府が地方創生 2.0 で示す「若者・女性にも選ばれる地方づくり」、「魅力ある働き方・職場づくり」を県内に展開していくものとする。

業務の実施に当たっては、県内市町村や各圏域の就職支援施設と密接に連携し、仙台市以外の市町村を含めて就職支援や企業支援を実施することで、県内一円での事業展開を図っていく。

2 業務内容

（1）委託業務の内容

「令和7年度みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター運営業務」企画提案に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（2）委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（3）履行場所

宮城県内

（4）事業費（委託上限額）

この事業にかかる委託上限額は、34,282,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 企画提案事業に応募できる者に必要な資格等に関する事項

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- （2）この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと
- （3）宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること
- （4）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと
- （5）政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）に該当しない者であること

- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること
- (7) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること

4 企画提案の事項

- (1) 就職を希望する子育て期等の女性が子育てと両立しながら就労するための現状及び課題分析、及び企業における現状及び課題分析、課題解決に向けたビジョン
- (2) センターにおいて行うキャリアコンサルティングの実施計画
- (3) デジタル・ITスキルのリスキリング支援の事業内容及び事業計画
- (4) 求職者向けセミナーやマッチングイベントの事業内容及び事業計画
- (5) 市町村等との連携事業の事業内容及び事業計画
- (6) 企業向け支援事業の事業内容及び事業計画
- (7) その他の取組の事業内容及び事業計画
- (8) 委託業務の達成目標
- (9) 事業の効果的な周知・広報体制
- (10) 業務全体に係るスケジュール
- (11) 業務全体に係る実施体制・運営体制

5 事業に関する質問受付及び回答

本事業に関する質問については、質問書（様式第1号）を提出すること。（口頭及び電話による照会については応じない。）

- (1) 受付期間 令和7年1月23日（木）から令和7年1月27日（月）午後5時まで（必着）
提出先 宮城県経済商工観光部雇用対策課労政調整班
- (2) 提出方法
質問書（様式第1号）を用いて、E-mailの方法のみにより受け付けるものとする。
E-mailアドレス：koyour@pref.miyagi.lg.jp
- (3) 回答
質問に対する回答は、雇用対策課ホームページに掲載する。
ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

6 事業の企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和7年2月5日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 郵送又は持参とする。
- (3) 提出先 宮城県経済商工観光部雇用対策課労政調整班
宮城県庁行政庁舎14階（北側）
- (4) 提出書類
 - イ 企画提案届出書（様式第2号） 1部
 - ロ 企画提案書 9部規格：A4判、片面印刷で25ページ以内（表紙及び目次はページ数に含まない。）
表紙を付けページの通し番号を付すること。

表紙には、提案者の事業者の名称を記載すること。

- ハ 過去の類似業務の実績 9部
- ニ 企画提案募集条件に係る宣誓書（様式第3号） 1部
- ホ 事業経費参考内訳書（様式第4号） 1部

（5）提出後の変更

提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。

また、提出された書類は、一切返却しない。

（6）無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- ロ 本募集要領等に従っていない場合
- ハ 下記7に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- ニ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
- ヘ 次に該当する場合

民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

（7）その他

- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。
- ロ 企画提案書の再提出は、認めない。
- ハ 取下願の提出があった場合、既に提出された企画提案書は返却しない。
- ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

7 契約相手方の決定

（1）契約予定者の選定

「令和7年度みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター運營業務」プロポーザル方式等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した者1者を契約予定者として選定する。

（2）審査方法

- イ 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。
- ロ イにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。評価点が同点の場合は、委員長が契約予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。
- ハ イ及びロの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割

に満たない場合は選定しないものとする。

- ニ 応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者を選定する。

（3）審査基準

イ 評価点は、次の審査項目及び配点（合計100点）とする。

審査項目		配点（点）
1	就職を希望する子育て期等の女性が子育てと両立しながら就労するための現状及び課題分析、及び企業における現状及び課題分析、課題解決に向けたビジョン ① 子育て等と仕事との両立に向けた課題や就労を促すために必要な取組について、的確な現状分析がなされ、事業の趣旨に沿った提案となっているか。	5
2	センターにおいて行うキャリアコンサルティングの実施計画 ① センターの効果的な運営のためにに向けた必要な提案がなされているか ② 提案内容に実現性はあるか	15
3	デジタル・ITスキルのリスキリング支援の事業内容及び事業計画 ① 提案内容は本事業の目的及びセンターの効果的な運営に資するものか ② 事業計画に妥当な達成目標が示され、かつ実現性はあるか	15
4	求職者向けセミナーやマッチングイベントの事業内容及び事業計画 ① 提案内容は本事業の目的及びセンターの効果的な運営に資するものか ② 事業計画に妥当な達成目標が示され、かつ実現性はあるか	15
5	市町村等との連携事業の事業内容及び事業計画 ① 提案内容に具体性があり、かつ実現性はあるか	10
6	企業向け支援事業の事業内容及び事業計画 ① 提案内容に具体性があり、かつ実現性はあるか	10
7	その他の取組の事業内容及び事業計画 ① 提案内容は本事業の目的及びセンターの効果的な運営に資し、かつ実現性はあるか	5
8	委託業務の達成目標 ① センター新規登録者および就職者の目標人数について、各事業の計画を踏まえた妥当な水準が示されているか	5
9	事業の効果的な周知・広報体制 ① センターの主たる利用者として想定される層に対して、適切かつ効果的な広報手法が提案されているか ② 提案内容に具体性があり、かつ実現性はあるか	10
10	業務全体に係るスケジュール ① 全体スケジュールは提案内容の実施に当たり実現性があるか	5
11	業務全体に係る実施体制・運営体制 ① 実施体制・運営体制は提案内容を実施するに当たり適切であるか	5
合計		100

(4) 一次審査（書面審査）

イ 実施日

令和7年2月6日（木）

ロ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、（3）審査基準に基づき審査し、上位3者を選定する。
採点評価・順位付けは（2）イ及びロに規定する方法に準ずる。

ハ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、令和7年2月7日（金）に選定結果を通知する。また、上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程をあわせて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を書面にて通知する。

(5) プレゼンテーション審査

イ 実施日

令和7年2月14日（金）※開始時間は別に通知する。

ロ 実施会場

宮城県庁行政庁舎 14階 経済商工観光部会議室

ハ 実施方法

（イ）参加者は、応募者1者につき3名以内とする。

（ロ）応募者1者あたりの持ち時間は50分（説明25分、質疑応答20分、評価5分）とし、
応募者ごとに個別に行うものとする。

（ハ）プレゼンテーション審査に参加しない応募者の提案は、無効とする。

（ニ）応募者は、応募した企画提案書（書面）に基づいて提案内容の説明を行うものとし、プロジェクター及びパソコンの使用並びに当日の追加資料の配付や資料の差し替え等は認めない。

ニ プレゼンテーション審査結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を速やかに通知することとし、選定結果については、後日宮城県経済商工観光部雇用対策課ホームページにて公表する。

(6) その他

審査（選定）内容に関する質問には応じられない。

8 応募者が1者又はない場合の取扱い

(1) 応募者が1者の場合

上記7（5）によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当該者を契約予定者として選定する。

(2) 応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

9 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された契約予定者に当該業務を委託することとする。

県は、選定した契約予定者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締

結するものとする。

なお、選定された者が委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた者を契約予定者とする。また、委託業務の実施に関して、受注候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものでなく、県と契約予定者で協議の上、決定するものとし、協議が整わなかった場合は企画提案の審査で次点の評価を受けた者を契約予定者とする。

10 企画提案募集に係るスケジュール

- (1) 企画提案募集に関する公告（宮城県出納局契約課及び宮城県経済商工観光部雇用対策課のホームページに掲載する。）・・・・・・令和7年1月23日（木）
- (2) 事業提案に関する質問受付・・・・・・令和7年1月23日（木）～令和7年1月27日（月）
午後5時まで 必着
- (3) 質問回答・・・・・・令和7年1月29日（水）
- (4) 事業の企画提案書の提出締切日・・・・・・令和7年2月5日（水）
午後5時まで 必着
- (5) [3者を超える場合] 企画提案書の書面審査・・・・・・令和7年2月6日（木）
- (6) [3者を超える場合] 書面審査の結果発表・・・・・・令和7年2月7日（金）
- (7) 企画提案書のプレゼンテーションの実施・・・・・・令和7年2月14日（金）
- (8) 選定業者の発表（予定）・・・・・・令和7年3月下旬
- (9) 選定業者との契約に関する準備（予定）・・・・・・令和7年3月下旬
- (10) 契約締結予定日・・・・・・令和7年4月1日（火）

11 企画提案募集に当たる広報

事業の企画提案募集要領及び企画提案に係る仕様書については、令和7年1月23日（木）から、宮城県出納局契約課及び宮城県経済商工観光部雇用対策課のホームページで公開する。

12 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 委託者（県）と受注事業者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上、決定するものとする。なお、協議が整わない場合は、受注者を変更することがある。
- (3) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の募集を延期又は取り止めることがある。
- (4) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、非開示部分（個人情報や公開することにより企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など）を除き、開示することとなる。
- (5) 県は、企画提案者から提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的に使用しないものとする。
- (6) 企画提案者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。